

## 協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）

（令和 7 年 7 月 3 日付け 7 農産第 1605 号農林水産省農産局長通知）

### 第 1 基本的な考え方

#### 1 ガイドラインの策定

協同農業普及事業の今後の運営の方向性を示すものとして、農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号。以下「法」という。）に基づき、令和 7 年 4 月に協同農業普及事業の運営に関する指針（令和 7 年農林水産省告示第 674 号。以下「運営指針」という。）を定めたところである。

都道府県が運営指針を基本として「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を策定し、協同農業普及事業を実施していくために、運営指針を補足するものとして、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」を定める。

#### 2 普及指導員の役割

協同農業普及事業において、普及指導員（運営指針第 3 の 2 の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）は、高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行うスペシャリスト機能を有している。また、農業者、農業者団体、試験研究機関に加え、生産資材の製造・流通、農産物・食品の生産・製造・加工・流通に係る事業者、消費者など食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）など多様な関係者の有機的な連携の構築や地域の合意形成の促進等を行うコーディネート役を担うことを通じた産地のプロデュース機能を有している。

普及指導員は、その活動において、地域を俯瞰しつつ、これらの機能を発揮することを通じて、農業で生計を立てる担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の維持・発展に向け、生産・流通面等における革新を総合的に支援するものとする。

#### 3 国と都道府県の役割

協同農業普及事業の運営に際しては、法の目的に沿って普及指導活動が効果的かつ安定的に行われるよう、国及び都道府県の双方が、以下の役割を果たすものとする。

##### （1）国の役割

国は、協同農業普及事業全体の効果的かつ効率的な実施のため、農業政策の実施に必要な技術の提供及び情報の収集・共有、試験研究機関、食料システム関係者、都道府県等との連携の促進、国民への情報発信を実施するものとする。

また、普及指導員の資質確保のための普及指導員資格試験の実施、全体的な資質向上を図るための研修の実施その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な事項を行う。

##### （2）都道府県の役割

都道府県は、国及び都道府県の農業政策の方針に基づき、普及指導活動の適切な実施に必要な普及指導員の人員を確保するとともに、実施方針に沿った普及指導計画の策定・実施・評価が効果的に行われる体制を整備する。また、試験研究機関、食料システム関係者等との連携による地域の実情に即した技術の開発・普及を推進する。さらに、普及指導員の資質向上のための実践的研修等の実施や外部研修の活用、都道府県内への情報発信、就農促進に資する研修教育の提供その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な取組を行う。

## 第2 普及指導活動の課題と方法に関する事項

### 1 普及指導活動の課題

都道府県は、運営指針第2の1を基本として、協同農業普及事業において重点的に取り組む課題について、各都道府県における施策の展開方向及び農業・農村を取り巻く状況、地域の特性等に即して、実施方針に記載する。

### 2 普及指導活動の方法に関する事項

#### (1) 基本的な課題に対応した取組の推進方向

##### ① 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

普及指導員は、青年層を始めとした農業の内外からの新規就農者の確保と早期の経営確立、定着促進のため、先進的な農業者、市町村、農業協同組合、教育機関、農地中間管理機構、農業委員会、民間企業等の関係者・関係機関と連携し、就農準備段階から経営開始後まで、一貫して支援する地域の就農受入体制に主として技術指導や経営指導の観点から参画し、新規就農等を支援する。加えて、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制に参画し、市町村等と連携した就農支援や企業の農業参入の推進、専門家等と連携した法人化・経営継承・労働環境の整備等の課題に対する経営支援に取り組む。また、地域が目指すべき農業の将来の在り方や農地の利用を明確化する地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。））の実現や変更に向けた協議の場への積極的な参加等を通じて、次世代の担い手等への生産基盤継承の推進、担い手への農地の集積・集約に向けた合意形成を市町村と連携して支援する。さらに、集落営農の推進に向けて、ビジョンづくりや人材の育成・確保等の取組を地域の関係機関と連携して支援する。

また、女性農業者の地域の方針策定及び農業経営への参画を推進するため、関係者の意識啓発や女性農業者の技術及び知識を習得する研修会の開催を支援する等により、女性が能力を発揮できる環境を整備し、地域をリードする女性農業者を育成する。加えて、農業分野に従事する外国人材の増加に鑑み、その円滑な受入れを促進するため、言語・文化・生活様式の違いや人権に配慮しつつ、母国語ややさしい日本語等による円滑なコミュニケーションを基に相互理解の上で適切な労務管理がなされるよう、その雇用主である農業者に農林水産省が提供する多言語化したリーフレットやマニュアル等を用いて必要な支援を行う。

さらに、農業青年クラブ等の主体的な活動を支援するとともに、これらのクラブと農業高校生や農業者研修教育施設の学生等が交流し、相互に学習できるよう働きかける。

こうした取組に際して、普及指導員は、担い手等の技術、経営状況、意欲等に応じて、支援内容を設定するものとする。

##### ② スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）及び生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針（令和6年農林水産省告示第1777号）に基づき、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産方式の導入に向けた取組を推進する。

その際、特に各都道府県における主要作物については、生産振興上の課題のうち、スマート農業技術とその効果を十分に発揮する新たな生産方式を組み込んだ技術体系を明確にするとともに、当該技術体系の普及に向けて、農林水産省地方農政局等とも連携し、農業者等におけるスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の作成の

伴走支援を行うものとする。

なお、新たな生産方式については、スマート農業技術ごとに様々な組合せが存在するとともに、これらは品目、地域等でも異なる。具体的には、ほ場の大区画化・均平化、省力樹形や高軒高ハウスなど新たな栽培方法の導入、機械収穫に適した品種や加工用・業務用需要に対応した品種等への転換、栽培履歴や収量データの生産者間での共有による肥培管理方法の見直し等である。このため、都道府県における技術担当部局、生産振興担当部局、農地整備担当部局等が密接に連携し、推進すべき技術体系の検討を行った上で普及を図るものとする。

加えて、スマート農業イノベーション推進会議（IPCSA）において、情報の収集・発信・共有や共通課題の議論等の各種活動に積極的に参画することを通じて、スマート農業技術の普及を推進する。

### ③ 農業支援サービスの活用の促進

普及指導員は、農業者における生産性の向上、経営改善の観点から、専門作業の受託、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用を推進する。

農業支援サービス事業者に対しては、地域農業の課題や潜在的なものを含めた作業受託ニーズ等に係る情報の提供を図るものとする。また、農業者や産地に対しては、地域で活用可能な農業支援サービスや、その活用を通じて生産コストを低減する経営手法等に関する情報の提供等のほか、事業者と農業者や産地とのマッチング機会の拡大に資する取組を推進する。

また、特にスマート農業技術の普及に当たっては、農業機械の導入コスト、高度な専門知識の習得等が課題となる場合があることから、普及対象となる農業者における農業経営の状況に応じて、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用を検討するよう働きかける。

### ④ マーケットインの生産体制の構築

我が国において加工・業務用需要が年々拡大している中で、農業者や産地は、実需者が求める品質や量の農産物を安定的に供給していくことが求められる。一方、労働力不足や物流コストの上昇等によって、農業者や産地側の努力だけでは、こうした要求に応えることが難しい場合があることから、普及指導員は、必要に応じて実需者と農業者・産地とを橋渡しする役割を担うとともに、効率的かつ安定的に農産物を供給できる品種・栽培方法や機械収穫に適した出荷規格・出荷方法等に係る助言・指導を行う。なお、その際には物流効率化（11型パレットの導入、検品の簡素化等）を通じた物流コストの削減も念頭に置く。

このほか、特に輸出向けの農産物や有機農産物など環境負荷の低減に資する農産物については、GAP認証や有機JAS認証の取得など追加的な対応が農業者・産地側に求められることが多いことから、こうした要求の下でも対象農産物の生産が拡大するよう、流通事業者と連携して対象農産物の強みの訴求手法を検討するなど、高位かつ安定的な供給量の確保に向けた支援を生産指導と併せて行う。

### ⑤ その他基本的な課題に対応した取組の推進方向

#### ア みどりの食料システム戦略の推進

普及指導員は、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現等に向け、気候変動や生物多様性の保全等の対応に当たって、農業者の経営に配慮しながら、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）に加え、品種や品目の転換を含めた高温等の影響を回

避・軽減する適応技術の普及等に取り組む。

具体的には、有機農業の推進のため、地域に適した技術や生産体系を検討するとともに、都道府県域での広域的な技術の普及に向けて、現場の実践技術の体系化や指導体制の構築を推進し、地域における生産から加工・流通、消費まで一貫した産地づくりの取組を支援する。植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた都道府県の総合防除計画に則り、スマート農業技術、病害虫抵抗性品種、生物防除資材の導入等の化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除体系の確立・普及等による化学農薬の使用量低減の取組を支援する。さらに、土壌診断に基づく適正施肥や堆肥の施用等による土づくり、局所施肥技術の導入に加え、土壌状態や作物の生育状態等のリモートセンシングデータを活用したスマート施肥システムによる適正施肥などの技術導入等を通じた化学肥料の使用量低減の取組を支援する。また、温室効果ガスの排出量削減等に向けて、水田からのメタン発生抑制や農地へのバイオ炭施用、石油由来資材からの転換等の取組の検討を促進し、支援する。

これらの支援に当たっては、農業協同組合等の関係機関と連携し、既存の栽培技術や試験研究機関等が新たに開発した技術、スマート農業技術の実証・導入のほか、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 19 条第 1 項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画及び同法第 21 条第 1 項に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画の作成・実行、地理的条件等を踏まえた経営安定に資する戦略づくり、地域一体で防除を実施する広域での総合防除体制の普及、栽培暦等の点検・見直し等を通じて、高い労働生産性と持続可能性を両立できる生産体系の構築を図る。

#### イ 農産物の輸出の促進

人口減少下においても、農業生産基盤の維持・強化を図るためには、農業者の収益性の向上に資するよう、今後成長する海外市場を取り込み、農産物・食品の輸出の促進を図ることが重要である。輸出の促進に当たっては、海外で求められる品質・規格や輸入規制に対応したものの生産や、販売者によるその生産情報の正確な伝達など、生産から販売まで一体となった取組の効果的な推進が必要である。

このため、普及指導員は、農業協同組合等の関係機関や地域商社等と連携し、農業者にとって収益性の高い自立的な輸出生産基盤の確立を支援する。

具体的には、輸出先国から求められる国際水準 G A P 等の各種認証の取得を支援する。また、輸出先国から求められる選果施設等の適切な衛生管理、検疫条件に対応した園地の管理、輸出先国の残留農薬基準に対応した防除体系の構築など輸出先国の規制に対応した産地の取組を支援する。さらに、マーケットインの発想に基づく海外需要に対応した品種及び作型、低コスト栽培技術の導入を支援するほか、品質・鮮度保持輸送技術の確立、知的財産の保護や、地域全体で輸出に取り組む際の合意形成等の取組を支援する。

#### ウ 農村の振興に資する取組の推進

普及指導員は、地域の関係機関と連携して、食料の安定供給（国内資源の肥料利用の拡大、国産飼料の生産・利用の拡大等を含む。）や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業で求められる技術革新の推進、地域の合意形成、新規就農者の育成・確保、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害防止対策、地球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進等）に対する支援等生産現場から求められている活

動)のほか、地域コミュニティの維持・強化等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、地域に応じて、他産業従事者、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用が促進されるよう支援する。

鳥獣被害防止対策に当たっては、被害状況を踏まえ、鳥獣を引き寄せないための生息環境管理、柵の設置等による侵入防止対策及び被害を引き起こす鳥獣の捕獲の取組を地域ぐるみで実施することが重要であり、取組が効果的に行われるよう、鳥獣保護管理の担当部署や市町村等の関係機関、集落の維持に関わる活動組織など幅広い関係者との連携体制を構築するよう推進を図るものとする。その上で、農業者ができることとして、鳥獣の隠れ場所となる荒廃農地等の草刈りや鳥獣を誘引する農作物残渣・放任果樹の除去、正しい方法での柵の設置や点検、追い払い活動への参加、捕獲わなの見回りへの協力等の取組について支援する。なお、取組の高度化、対策の広域化の観点から、ICT等々の活用促進や都道府県が行う広域的な捕獲活動に資する助言等を行うものとする。

また、荒廃農地対策に当たっては、地域ぐるみの話し合いを通じた最適な土地利用構想の策定や、この構想に基づく粗放的な利用なども含めた農地の保全等、地域の総合的な取組を関係機関と連携して支援する。

#### エ 農作業安全対策の推進

農業分野における就業者 10 万人当たりの死亡事故者数は、他産業と比べ高くなっているほか、死亡事故要因の 6～7 割を農業機械作業に係る事故が占めている状況が続いていること、熱中症による死亡事故者数が増加傾向にあること等を踏まえ、農業の持続的な発展を図る前提として、農業者の安全意識の向上等を通じて農作業安全対策の推進を図ることが急務となっている。

このため、市町村、農業団体、農業資材販売店等との連携の下、農業者に対する研修体制の整備を図るとともに広く農業者の研修への参加を促し、農林水産省が提供する研修資材、都道府県内において発生した事象事例に係る情報等を活用した農作業安全に関する研修を実施する。このほか、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の合格機の使用、国際水準 G A P の取組、農薬の適正使用、労災保険の活用等の取組を推進する。

#### オ 大規模自然災害等への対応の推進

地震や豪雨等の自然災害に対する備えとして、農林水産省が策定・公表した「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」の活用、「農業版 B C P (事業継続計画)」の策定等を推進する。また、台風、大雪等による被害の発生が予想される場合は、農林水産省が通知する技術指導に係る情報等も参考に、農業者や関係者に対して必要な指導・助言を行う。さらに、自然災害等によって農業被害が発生した場合は、市町村、農業団体など関係機関とも連携しつつ、各種支援措置に関する情報提供等を含め、早期の復旧や営農再開に向けた支援を行う。

### (2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

#### ① 農業者に対する支援の充実・強化

携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供に加え、活動記録及び普及組織(普及指導センターや農業革新支援センター等の普及指導員が属する組織)内の情報の共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用、クラウドサービスなどのウェブサービスの利用等、普及指導活動への ICT の活用は、効率化・高度化等に有効であり、

積極的な活用を推進する。また、国は、これらに係る有効活用事例を都道府県と共有し、活用の推進を図るものとする。

都道府県域や普及指導センター域で農業者や関係者に対して行う幅広くかつ迅速な情報発信に当たっては、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を含むICTの有効性も踏まえ、農業者等が情報を受け取りやすい方法を選択できるよう対応を図る。また、ICTの利用に当たっては、情報セキュリティを確保する。

このほか、今後、農業者が大幅に減少することが見込まれる中、地域の関係者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現や変更に向けた協議が地域農業の持続性を高めるために極めて重要となることから、市町村が推進する当該協議が円滑に進むよう、地域の課題や強み、担い手や新規就農者に関する情報などの客観的な情報を提供するとともに、地域の関係者との役割分担の下、話合いのコーディネート役を積極的に担うなど、必要な支援を行う。

## ② 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

地域の農産物の供給力を維持・拡大していくためには、生産現場において労働生産性の高い農業を実現することが不可欠であり、国・都道府県・市町村など地域に所在する行政機関、農業関係の試験研究機関や地域運営組織、農業協同組合、農業大学校等の教育機関など地域の農業振興を担う関係機関のみならず、広く食料システム関係者や金融機関など経営に係る助言等を行う民間企業等が地域農業の課題を共有し、それぞれが課題解決のための取組を行っていくことが求められる。

このため、関係者間で地域農業の課題を共有するための意見交換等を推進する。その上で、関係機関・関係者が、それぞれの役割や具体的な取組を検討するとともに、これを共有するための場づくり等を支援し、合意形成の促進等を行うコーディネート役を担うことを通じた産地のプロデュース機能を発揮するものとする。農業革新支援専門員においては、これらの活動が活発に行われるよう活動状況等を把握した上で、活動の促進に向けた関係機関間の協力関係づくりや技術的な助言等の支援を行うものとする。また、国においても、食料システム関係者等との連携の促進に向け、連携が期待される民間企業等の情報提供や全国段階での情報交換の推進を図るものとする。

加えて、先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密にし、新規就農者の育成や農業者等が持つ先進的技術の普及、実証ほ場の設置等による地域モデルの育成、スマート農業や有機農業の推進などに当たって、これら先進的な農業者等との連携を図るとともに、次世代の農業を担う地域リーダー等の育成を図る。

その際、農業者が独自に培ってきた技術・ノウハウ等の中で、他の農業者への伝達を望まない情報については、個別具体の状況・事情に応じて普及指導員及び普及組織が適切な秘密管理措置を取るほか、農業者と事前に秘密保持契約を取り交わす等とともに、農業者自身の秘密管理についても注意を促す。

## ③ 試験研究機関との連携強化

試験研究機関からの技術情報や課題解決策の提供は普及指導活動に欠かせないものであり、また、普及指導活動で得られた現場課題を研究開発に反映させるためにも、普及指導活動と研究開発の一体的な取組が求められている。農業革新支援専門員を始めとする普及指導員は、試験研究機関との連携の強化に当たって、以下に取り組むものとする。

ア 日頃から現場課題、技術の改善すべき点、ニーズの把握等に努め、これらを踏まえ、より実用性の高い技術の開発に向け、試験研究機関に対して積極的に情報提供し、意見交換を行う。

イ 公募型研究事業を含め、試験研究機関が生産現場での実証試験や農業者に対する技

術指導を行う際には、積極的に参画し、最新の技術動向等についての知見を得るとともに、当該実証試験等の効果的な推進や有益な成果の普及を図る。

ウ 試験研究機関等が開催する各種セミナー等への参加、国や他の都道府県の試験研究機関との交流を深めること等により、研究開発の動向や最新の技術動向等についての知見を得る。

エ 研究成果を生産現場に普及する際には、育成者権等の知的財産権の保護や、産地外への開示を希望しない技術情報等の流出防止策が、現場で着実に実施されるよう、指導・助言を行う。

#### ④ 都道府県間の連携

都道府県における広域的な課題に対応するため、国は、農業革新支援専門員等の間のネットワークづくりを推進するとともに、気候変動対策、環境負荷低減に資する生産体系、自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病害虫・雑草防除等の知見の集積と共有化を推進する。また、都道府県は、連携に係る国や他の都道府県からの依頼に可能な限り対応する。

#### ⑤ 普及指導計画の策定と評価

##### ア 普及指導計画の策定

都道府県は、原則として毎年度、普及指導センターごとに、地域の課題と目標、普及指導活動の対象者、目標を達成するための活動方法及び活動に要する普及指導員等の配置や関係機関との役割分担等の活動体制を記載した普及指導計画を策定する。普及指導活動の目標は、可能な限り定量的に設定する。

普及指導活動の対象者は、地域の課題や実情に応じ、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、法人化や連携・統合を目指す集落営農組織、認定新規就農者を始めとした将来の担い手となる新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者、新たに農業参入した法人等、普及指導員による支援の必要性や緊急性が高い者に重点化する。

##### イ 普及指導計画の評価

都道府県は、全ての普及指導計画について、毎年度、内部評価を行い、課題及び対象、目標、活動方法等の適切性や目標の達成状況を確認する。特に、目標未達の普及指導計画については、その要因を分析し、活動方法や活動体制の改善策を講じるものとする。

また、農業者等のニーズに対応し、より高い成果を創出する普及指導活動とするため、以下を基本として主要な普及指導計画を選定した上で、毎年度、外部評価を実施する。

##### (ア) 外部評価委員の設置

外部評価委員は、先進的な農業者や地域リーダー、若手・女性農業者、農業団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者から選定するものとする。

##### (イ) 評価対象の選定

おおむね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう、計画的に評価対象を選定する。

##### (ウ) 評価項目

普及指導活動の対象及び目標設定の適切性、活動体制、目標の達成状況、内部評価の実施状況等について、幅広く客観的な視点から評価を受けるものとする。

##### (エ) 外部評価結果の取りまとめと公表

外部評価の実施者は、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要や普及指導計画への反映状況等について、評価を実施した年度又は計画が終

了した翌年度に、広報誌やウェブサイト等にて公表するものとする。

これら内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、適切に、次年度以降の普及指導計画の改善を図るものとする。

#### ウ 重点プロジェクト計画の策定

重点プロジェクト計画は、農業革新支援専門員が主体となり、農業革新支援センター等に集積した技術・情報を活用し、地域農業の現状と課題を踏まえ、普及指導センター等と連携して策定し、実施するものとする。

重点プロジェクト計画には、3～5年後の目標、具体的な活動内容、関係機関との連携内容、普及指導活動の体制の4項目を含むこととし、これら4項目については、食料システム関係者等多様な関係者との連携により高い効果が得られることが期待されるものを基本として設定するものとする。

また、国は、重点プロジェクト計画の内容、実施状況及び成果について、全国的に情報収集し、都道府県と共有するとともに、広く国民に情報発信する。

#### ⑥ 調査研究の適切な実施

国及び都道府県は、調査研究の取組を普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に有効に活用するため、調査研究の成果発表、共通課題の検討、情報交換等のための研究会活動等の充実強化を図る。

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

#### 1 普及指導員の配置

##### (1) 配置に関する考え方

法及び運営指針に位置付けられた普及指導活動が適切に実施されるよう、必要な資質を持つ普及指導員を確保し、地域において必要とされる専門分野等を考慮して配置する。人口減少社会下において安定的に人材を確保するため、普及指導活動経験が豊富な退職者等の再雇用を促進する。また、普及指導員を目指す新卒者等の確保や若手職員の意欲向上に向け、SNS等様々な媒体やメディアの活用、大学など教育機関との交流等を通じて普及指導活動への理解醸成や社会的な認知度の向上を図る。

また、長期的な資質向上や組織的な機能の発揮の観点から、普及指導員の経験年数や在任期間等を考慮するものとする。

##### (2) 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成

都道府県は、普及指導員の任用資格を有する者の養成に当たり、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を普及指導センター等に配置し、普及指導員の監督の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図る。

#### 2 農業革新支援専門員の配置

##### (1) 配置に関する考え方

都道府県は、普及指導員の中でも高度な専門性を有する者を、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数、在任期間等を考慮し、農業革新支援専門員として配置する。

##### (2) 農業革新支援専門員の業務内容

農業革新支援専門員は、地域の普及指導センターとの連携や役割分担を明確にしつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

##### ① 試験研究機関・教育機関・行政機関等、食料システム関係者等との連携の企画調整・推進

- ② 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
  - ③ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
  - ④ 普及指導員の資質向上
  - ⑤ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築（先進的な農業者等からの相談・支援対応を含む。）
- (3) 農業革新支援専門員の担当分野
- 農業革新支援専門員の担当分野は、土地利用型作物、園芸、畜産、農業生産工程管理（GAP）、農作業安全、総合防除（IPM）、持続可能な農業、鳥獣被害防止対策、担い手育成、自然災害対策、6次産業化、スマート農業、農産物の輸出産地形成、知的財産及び普及指導活動並びに都道府県が定める分野とする。
- (4) 農業革新支援専門員の選定基準
- 農業革新支援専門員は、法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。
- ① 専門分野に関する高い知見や、関係機関等との高い調整力があること。
  - ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における試験研究、本庁等における行政、農業者研修教育施設における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち、普及指導の経験が5年以上あること。
- (5) その他
- 名称が「農業革新支援専門員」でない場合には、これが農業革新支援専門員であることが農業者等に分かるよう配慮するものとする。
- 3 普及指導活動の総合的な企画調整等
- 普及指導活動の総合的な企画調整等の活動（都道府県における広域的な課題に関する普及指導を含む。）については、法第7条第1項第2号に規定する普及指導活動に含まれる。

#### 第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

##### 1 人材育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるため、運営指針第4の1の人材育成計画は、実施方針の内容を補完するものとして、以下の項目をその内容に含めるものとする。

なお、人材育成計画は、おおむね5年ごとに定めるものとする。

##### (1) 策定の趣旨

都道府県の状況に応じ、計画策定の趣旨、人材育成の目標及び体制、計画の位置付け、基本的な考え方等を記載する。

##### (2) 目指すべき人材像

現場の実態を把握する広い視野を持ち、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題に効果的に対応する高度な技術と知識により、積極的に普及指導活動を展開するために求められる普及指導員の人材像について記載する。

##### (3) 求められる資質

普及指導員の経験や役職等に応じた各段階及びその専門分野ごとに向上が求められる資質について、各普及指導員の資質を把握する方法等も含め、具体的に記載する。

##### (4) 人材育成に向けた取組方針

求められる資質を向上させるための具体的な取組について、調査研究の活用や情報共有等、研修以外の取組も含め記載する。特に、新任や経験年数の少ない普及指導員等の資質向上と早期育成に効果があるように留意する。

#### (5) 人材育成の推進体制

普及指導員の人材育成に際し、普及事業主務課、農業革新支援専門員、普及指導センター及びその他の部局や関係機関との連携、役割分担及び推進体制について記載する。また、普及指導活動経験が豊富な退職者を積極的に活用するなど、組織の年齢構成等に対応した効果的な体制構築に留意する。

### 2 向上を図るべき資質

普及指導員は、スマート農業、気候変動への対応、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）、農作業安全、鳥獣被害防止対策、国際水準GAP、知的財産（植物新品種、栽培技術、商標等）の戦略的な保護・活用、規模拡大、法人化、経営継承や経営管理能力の向上など農業経営等に関する指導に必要な技術及び知識のほか、協同農業普及事業において重点的に推進する取組及び都道府県の実情に応じた課題に関する高度な技術の習得を図る。

また併せて、多様な農業者に接して有意義な情報の交換を行うためのコミュニケーション能力、食料システム関係者等の多様な関係者と農業者・産地との連携に向けた意見交換等を円滑に進めるためのファシリテーション能力、地域計画の変更等に要する地域農業・農村の実態や課題の整理を行う分析力やこれらに基づいた将来展望や関係機関間の連携方策を提案する企画力などの資質向上を図る。

普及指導活動を進める能力については、調査研究の成果や各種普及指導活動関係手引き、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組に責任を持って遂行すること等により、継続的に研鑽するものとする。

なお、都道府県は、農業革新支援専門員の配置に資するため、重点プロジェクト計画等の普及指導活動、調査研究活動、他部局との人事交流等を通じ、全国的な視野を持って農政推進を総括的に行うことができる人材の育成を進め、国はこれを支援するものとする。

### 3 資質向上の方法

#### (1) 研修に係る国の役割

① 普及指導員等に対する研修の実施に当たり、国と都道府県の役割分担を踏まえた研修体系を策定する。普及指導員の各能力の確立期における研修体系の考え方、国段階及び都道府県段階における具体的な研修体系は別紙1を参考とする。

② 別紙1の研修体系に基づき、農政上の課題及び都道府県のニーズを踏まえつつ、全国及び地域ブロックで行うことが効果的かつ効率的な研修として、次のアからエについて年度ごとに計画を策定し、実施する。

ア 普及指導員等を対象に、別紙1に示す各能力の確立期において持つべき意識の醸成や普及指導活動の手法の高位平準化を図ることを目的とした研修

イ 農業革新支援専門員を始め、都道府県において指導的役割を担う普及指導員を対象に、国際水準GAPの普及・拡大、スマート農業の展開、総合防除（IPM）、環境負荷低減に資する生産体系の構築、農作業安全、野生鳥獣の特性に応じた鳥獣被害防止対策、知的財産（植物新品種、栽培技術、商標等）、物流効率化等の全国的な農政課題に係る知識や高度な技術の習得を目的とした研修

ウ コミュニケーション力、ファシリテーション力、分析力や企画力等の、関係者間で地域農業の課題を共有し、それぞれの連携を促進する能力の向上を目的とした研修

エ 農業革新支援専門員を対象に、農政課題等を踏まえ、普及指導活動の高度化を図ることを目的とした研修

- ③ 全国及び地域ブロックで実施した研修について、講義資料等の情報を普及指導員等に提供する。

## (2) 研修に係る都道府県の役割

第4の1に示す人材育成計画、同2に示す向上を図るべき資質及び別紙1に示す研修体系に基づき、年度ごとの研修計画を策定する。研修計画の策定に当たっては、都道府県における普及指導活動の課題を踏まえ、実践的な内容を企画する。また、計画策定に当たっては、普及指導員の研修に対するニーズ、前年度に実施した研修の有効性等を把握し、これらを反映させ、効果的かつ効率的に実施する。

さらに、国、関係団体や民間企業等が実施する研修等の内容を普及指導員等に伝達する機会を設けることや、都道府県における研修に活用すること等により、研修効果の波及を図るとともに、普及指導員等に積極的な研修への参加を促す。

## (3) 研修の方法

目的及び対象者等に応じて、集合研修のほか、OJT、派遣研修等を実施する。また、研修の実施に当たっては、経験豊富な普及指導員の実践的な内容が盛り込まれたものとなるよう配慮するとともに、eラーニングや、ICTを活用したオンライン研修、テキスト・動画教材による予習及び復習など、各方法の特性を考慮し、研修効果の向上に資する工夫を検討する。

### ① 集合研修

講義のみならず、討議・演習・実習等のアクティブ・ラーニングを取り入れること等により、研修効果の向上を図る。

### ② OJT

トレーナーの設置等により育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等により計画的に実施する。

### ③ 派遣研修

習得を図ろうとする知識及び技術等に応じて、先進的な農業者、試験研究機関、大学・大学院への派遣を促進するとともに、民間企業等の外部機関が行う研修等を積極的に活用する。

## (4) 多様な機関等との連携

研修計画の策定及び研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、地域内外で先進的な経営を実践している農業者、農業技術等に関する最新の研究成果を持つ試験研究機関、マーケティング、経営、農業生産工程管理（GAP）、有機農業を含む環境保全型農業、ICT、知的財産管理等に長けた民間企業や野生鳥獣の保護管理等に長けた多様な人材・機関と連携を図るものとする。

## (5) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

普及組織において、普及指導活動経験の少ない普及指導員等が増加していることから、普及指導センターにおいて、こうした普及指導員等のOJT等の実施状況や研修効果、意欲等について複数の者で確認するなど、当該職員の早期育成と資質向上を図るための体制整備を図る。また、普及指導センター長は、研修の進捗を管理するとともに、職員間のコミュニケーションの活性化等により、センター全体で当該職員を育成する機運の醸成を図るものとする。農業革新支援専門員は育成体制を総括するとともに、普及指導センターに対し助言・支援を行う。

その際、普及指導員退職者や再雇用者など経験豊富な人材、ICTの活用等を通じて、

普及組織がこれまで培ってきた技術や知見、普及指導方法の継承を図る。

(6) その他の資質向上に係る取組

普及指導活動に資する資格の取得や有機農業指導員の育成など国が行う支援策の活用等を通じて、普及指導員の継続的かつ自主的な研鑽の取組を後押しするとともに、普及指導活動事例の発表等の機会を積極的に設け、知識やプレゼンテーション力の向上を図る。

## 第5 普及指導センター等の運営

### 1 普及指導センターの運営

#### (1) 普及指導センターの運営

都道府県は、普及指導員の活動により得られた知見の集約を始めとして、普及指導員等の活動を適切に支援できるよう、普及指導センターを整備・運営する。

産前・産後休暇や育児休業等による普及指導員の欠員については、当該普及指導センターにおける普及指導活動が継続して円滑に実施されるよう、代替職員の配置等を推進する。

また、キャリア形成のための人事異動等によって普及指導員が培った普及指導に係る情報が途絶えないよう、ICTを活用した効率的な情報共有システムの構築等を通じて、当該情報の円滑な継承体制を構築する。

#### (2) 農業技術及び農業経営に関するハブ機関としての機能の発揮

都道府県は、農業者等からのスマート農業、気候変動への対応や有機農業を始めとしたみどりの食料システム戦略の推進等に資する農業技術及び農業経営に関する情報を収集・整理するとともに、収集した情報や支援を通じて得られた知見・情報を含め、各普及指導センターとの共有を図る。これを通じて、普及指導センターは、これらの情報発信機能を担うとともに、農業者を始め、食料システム関係者・関係機関、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関をつなぐハブ機関としての機能を果たすものとする。

なお、データの活用に当たっては、取得したデータの管理や取扱いに十分に留意しつつ、普及組織の内外との効率的なデータ共有・連携体制の構築を推進する。

#### (3) 退職者等との協力関係の構築

都道府県は、普及指導員や農業高校教員、試験研究機関研究員等の退職者のほか、マーケティングや経営、農業生産工程管理（GAP）、ICT、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）等の専門家について、普及指導協力委員制度等により、積極的に協力関係を構築する。

### 2 農業革新支援センターの運営

#### (1) 必要となる情報の整備

都道府県は、農業革新支援センターの整備・運営に当たって、適切に役割を果たせるよう、国や都道府県の試験研究機関、大学・大学院、民間企業等における試験研究成果や、他の都道府県の取組等に関する情報の蓄積を図る。

情報の蓄積を進めるため、国が開催する農業革新支援センター長会議や農業革新支援専門員ネットワーク会議等を有効に活用するほか、農業革新支援専門員のネットワークを活用する。

#### (2) 先進的な農業者等への周知

都道府県は、農業革新支援専門員等が先進的な農業者等とのパートナーシップを構築し、また、農業革新支援センターが先進的な農業者等からの相談に対応できるよう、農業革新

支援専門員及び農業革新支援センターの業務内容について、先進的な農業者等への周知を図る。

(3) その他

名称が「農業革新支援センター」ではない場合には、これが農業革新支援センターであることが農業者等に明らかになるよう、「農業革新支援センター」の看板の設置、会議資料等への「農業革新支援センター」の名称の記載等を行う。

## 第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設における研修教育は、実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、即戦力として活躍できる農業者を育成するため、別紙2を参考に必要な取組を行うこととする。

### 1 研修教育の内容の充実強化等

#### (1) 学生のニーズに応じた研修教育の実施

学生や研修生の経歴等が多様化（農家出身でない者、普通高校等出身者、社会人経験者、女性の増加等）し、卒業後、雇用就農する学生等が増加している状況を踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施するとともに、大型特殊免許を始め就農後に必要となる資格の取得の機会を提供する。

#### (2) 実践力が高まる研修教育の実施

栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、先進的な農業経営者等による出前授業、長期現場実習、民間企業や試験研究機関等によるスマート農業技術に関する研修及び実習、生産計画から販売までを体験する模擬経営、国際水準GAPの実践、農産物輸出等の就農後の実践力が高まる研修教育手法を取り入れるとともに、そのための機械・設備の導入や施設の整備を進める。また、農業経営、労働安全、農業版BCP等リスクマネジメント、働き方改革を含めた労務管理等、法人で中核を担う農業者になるために必要な資質に関する教育を実施する。

さらに、みどりの食料システム戦略を踏まえ、環境負荷低減に資する生産技術に関する実践的な教育を実施するとともに、有機農業の推進に向けて、専攻コース・科目の設置等を通じた体系的な教育の実施に努める。

#### (3) 指導職員の指導力向上

指導職員の指導力向上のための研修計画の下で体系的な研修を実施し、当該計画の評価を行いながら指導職員の資質の向上を図る。また、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営知識・経験を有する者等と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努めるとともに、先進的な農業経営者や他産業の経営者、財務・会計の専門家等の外部講師の活用を進める。

#### (4) 農業者研修教育施設の高度化

専門職大学化・専修学校化等を通じて、農業者研修教育施設の高度化を推進する。

### 2 就農支援の取組の推進等

#### (1) 就農支援の取組の強化

農業者研修教育施設は、卒業後に就農する学生等を増加させるために、普及指導センター等の関係機関との連携を一層密にし、就農支援の取組を強化する。特に、農業法人等への雇用就農が増加していることから、農業法人等に関する就農情報の体系的な収集・提供、法人の労働環境や経営状況等に鑑みた就農相談や、学生や研修生と農業法人等とのマッチングを行う。

#### (2) 学生や研修生に対する就農への意識付け

学生や研修生に対して、研修教育期間の早期からの定期的な就農相談や就農事例研究、インターンシップ等を通じて就農への意識付けを行う。

(3) 卒業生へのフォローアップ

就農の促進や就農後の地域への定着が図られるよう、普及指導センター等の関係機関との連携・役割分担の下、卒業生への定期的なフォローアップを行い、卒業生の状況に応じた支援や再研修等を実施する。

3 農業高校等生徒への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、農業高校や普通高校等（以下「農業高校等」という。）の生徒へ農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、普及指導員や農業高校等と連携し、農業高校等の生徒に対する高度な研修やインターンシップの機会の提供、先進的な農業者や農業法人の見学、講演を受ける機会の提供、学校農業クラブ活動の支援等の取組を促進する。

また、これらの活動を円滑に進めるとともに相互の指導力向上を図るため、指導職員と農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

4 社会人等への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、幅広い世代の就農希望者や新規就農者等が、栽培管理、病害虫・雑草、土壌・肥料、スマート農業、有機農業を含む環境保全型農業等の農業技術、国際水準GAPの導入、大型特殊免許を始めとする就農後に必要な資格の取得、簿記、マーケティング、労務管理等の農業経営に係る研修を受けられるよう、研修の機会を提供する。

(1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供

学生以外の、社会人を含む幅広い世代の就農希望者が、技術や知識を体系的に習得できるよう、農業者研修教育施設において研修の機会を提供する。

また、市町村や農業協同組合等が運営する研修農場、先進的な農業者や農業法人等の農業者研修教育施設以外の場で研修を受けている者が、農業者研修教育施設において補完的に研修を受けることを希望する際には、研修受入農業者や普及指導センター等と検討を行い、必要に応じて研修の機会を提供する。

(2) 新規就農者等の定着を図る取組

新規就農者の定着を図るため、新規就農者の技術向上等の農業者のキャリアアップ、経営発展を目的として経営管理能力等の向上を支援する研修の実施、大型特殊免許を始めとする資格取得の機会提供などに努める。

5 先進的な農業者等による外部評価の実施

外部評価は、原則として農業者研修教育施設で実施する全ての研修教育のコース（教育課程）を対象とし、就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育であるかについて、先進的な農業者、卒業生、関係機関等を含む委員による評価を行う。また、農業者研修教育施設のPR、学生や研修生の募集活動、就農支援活動、指導職員の資質向上の取組等についても評価を行う。外部評価の結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行う。なお、外部評価の実施方法については、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月文部科学省生涯学習政策局まとめ）も参考にする。

第7 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

国は、世界の食料安全保障と途上国の経済成長に貢献するため、我が国の農業への影響に

留意しつつ、海外技術協力を行う。

都道府県においても、海外の普及事業関係職員の研修等への対応を図るとともに、技術協力プロジェクト等への普及指導員の派遣、普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等を推進する。

また、協同農業普及事業の運営に当たっては、国及び都道府県は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組を推進するものとする。

# 別紙 1 普及指導員の研修体系

| 各能力の<br>確立期       | 研修体系の考え方                                                                                  | 国段階                                                                                                                                                                                                                          | 都道府県段階                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実践指導<br>力の確立<br>期 | ○ 普及指導員としての基本的な活動を行う能力を習得するため、普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。      | ○ 普及指導員として今後、活動予定の者や普及指導活動経験の少ない新任の普及指導員等に対する、農政の推進方向、普及指導員の役割・目的意識の醸成、基礎的な普及指導方法の習得等の実践的な指導能力の向上に関する研修                                                                                                                      | ○ 地域農業・農村の課題や関連施策に係る知識の習得及び合意形成の手法に関する研修<br>○ 担当分野に関する基礎的な知識・技術の習得に関する研修<br>○ 農業経営の基礎的な知識の習得に関する研修<br>○ 中堅普及指導員をトレーナーとする現場段階での実践的な普及指導方法の習得に関する研修（O J T）<br>○ 調査研究方法に関する研修                                                                                  |
| 専門指導<br>力の確立<br>期 | ○ 担当する地域の課題を解決する能力の向上を図るため、専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上等に関する研修を実施する。                         | ○ 国段階で統一的に行うことが効果的な農政上の重要課題、全国的に解決すべき緊急課題に係る高度な知識・技術の習得等の課題を解決する能力の向上に関する研修<br>○ 地域農業における課題の発見から解決に至るまでの一連の普及指導方法（食料システム関係者等との連携や地域の合意形成等に係るものを含む。）の習得及び能力向上に関する研修                                                           | ○ 当該都道府県において重点的に取り組むべき農政上の課題や関連施策に係る知識・技術の習得に関する研修<br>○ 担当分野に関する専門的な知識・技術の習得に関する研修<br>○ 当該都道府県域において、導入・普及すべき技術の地域における適合・実証に関する研修<br>○ 当該都道府県の実態を踏まえた農業経営の診断・分析等に係る実践的な知識・技術の習得に関する研修<br>○ 食料システム関係者等の多様な関係者との連携や地域の合意形成等、地域農業の課題の発見から解決を図るために必要な能力の養成に関する研修 |
| 総合指導<br>力の確立<br>期 | ○ 都道府県内の総合的な課題を解決する能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。また、若手普及指導員等の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施する。 | ○ 国段階で統一的に行うことが効果的な農政上の重要課題、全国的に解決すべき緊急課題に係る高度な知識・技術の習得等の総合的な課題を解決する能力の向上に関する研修<br>○ 新任の農業革新支援専門員に対する、農業革新支援専門員の役割・目的意識の醸成及び業務推進方法の習得に関する研修<br>○ 農業革新支援専門員に対する、研究との連携、普及指導活動の総括機能の強化、普及指導員の資質向上や先進的な農業者への支援方法等の実務能力の習得に関する研修 | ○ 農業・農村の活性化等地域の総合的な課題を解決するための実践的な研修<br>○ 緊急課題への対応力強化に関する研修<br>○ 若手普及指導員等の指導及び助言に当たる普及指導員（トレーナー等）に対する都道府県の研修計画等に即したO J Tの取組方法に関する研修                                                                                                                          |

|             |                                                                                                                       |                                                                                                                                                           |                                                                                                              |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画・運営能力の確立期 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業革新支援専門員に対する、施策ニーズに対応した効果的な普及指導方法、普及指導員の育成方法等について研究・討議を行う研修</li> <li>○ 普及指導センター長等に対する、農政、組織運営等に関する研修</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該都道府県内の他部局や地域の関係機関との連携強化、都道府県の情勢を踏まえた普及指導活動の企画・運営に関する研修</li> </ul> |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 別紙２ 農業者研修教育施設における取組

農業者研修教育施設は都道府県が条例等で定めるところにより設置し、〇〇県農業大学校等その目的にふさわしい名称とする。

また、次に掲げる養成課程、研究課程及び研修課程を置き、これらの相互の密接な関連の下に研修教育を行う。

### １ 養成課程

#### （１）目的

就農希望者が、農業技術、農業経営、労働安全、農業版ＢＣＰ（事業継続計画）等リスクマネジメント、働き方改革を含めた労務管理等を学ぶための長期の研修教育を行う。

#### （２）入学資格、研修教育の期間

- ① 入学資格を有する者は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者とする。
- ② 研修教育の期間は２年とする。なお、必要がある場合は研修教育期間を１年とする養成課程を併設する。

#### （３）専門区分及び専攻コースの設置

当該都道府県内の地域農業の状況等に応じて、専門区分を設けるとともに、さらに必要に応じて専攻コースを設ける。

#### （４）研修教育の方法

##### ① 科目

別表１を参考に都道府県内の地域農業の状況等を考慮して定める。なお、農業に関する科目については、実習、講義等を適切に組み合わせて、理論と実践がかい離しないよう留意する。

##### ② 講義等

以下の事項を目的として、講義、実験、演習を行う。

ア 農業技術や農業経営等に関する基礎的知識の習得及び就農に向けての実践的能力を養成する。

イ 農業及び農村に関する広い視野及び判断力並びに自学自習の姿勢を養成する。

ウ プロジェクト学習等を通じて、調査、研究の結果及び当該結果についての知見をまとめ、発表する能力を養成する。なお、プロジェクト学習においては、経営計画の策定等に資するテーマを設定する。

##### ③ 実習

実習は、学生の意欲及び創意を生かすような計画の下、体系的に実施するとともに、学生の問題意識をとらえ、課題解決の能力を養うよう適切な指導助言を行う。また、先進的な農業者の下での長期の現地実習を取り入れる等、就農後に安定的な経営が行えるよう、実践的な実習を行う。

##### ④ 養成課程の履修時間、その時間の割合等

ア 履修時間

2 年間の合計がおおむね 2,400 時間以上又はおおむね 80 単位以上

イ 時間の割合

講義・実験・演習：おおむね 50 パーセント

実 習：おおむね 50 パーセント

なお、上記の割合は、都道府県内の地域農業の状況等により、実習の割合を高めるなど弾力的に設定する。

ウ 単位の計算

1 単位当たりの授業時間は、講義及び演習についてはおおむね 15 時間から 30 時間まで、実験及び実習についてはおおむね 30 時間から 45 時間までの範囲内で、都道府県内の地域農業の状況等に配慮して定める。

⑤ 研修教育体制

研修教育の全部又は一部の期間、教育上の必要に応じて、寮制の下で研修教育を行う。

2 研究課程

(1) 目的

養成課程の卒業者等に対して、経営環境の変化に迅速に対応するために必要な高度の経営管理能力等を養成する研修教育を行う。

(2) 入学資格、研修教育の期間

① 入学資格を有する者は、短期大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者（養成課程（研修教育の期間が 2 年のものに限る。）を卒業した者を含む。）とする。

② 研修教育の期間は 1 年又は 2 年とし、都道府県内の地域農業の状況等を考慮して定める。

(3) 専攻区分の設置

都道府県内の地域農業の状況等に応じて、専攻区分を設ける。

(4) 研修教育の方法

① 科目は、別表 2 を参考とする。

② 必要に応じて養成課程との合同学習、交換討議等を行い、両課程の関連を保ちながら、研修教育の効果的な実施を図る。

また、養成課程と研究課程で一貫した研修教育を行う場合は、両課程を統合した教育課程を設けることができる。この場合、教育課程を前期、後期に分割するなど、学生の意向や能力に応じた多様なカリキュラムを選択できるよう工夫する。

③ 研究課程の履修時間、その時間の割合等

ア 履修時間

年間おおむね 1,200 時間以上又はおおむね 40 単位以上（ただし、研修教育の期間が 2 年間の場合は履修時間おおむね 2,400 時間以上又はおおむね 80 単位以上）

イ 時間の割合

講義・実験・演習：おおむね 50 パーセント  
実 習：おおむね 50 パーセント  
ウ 単位の計算  
養成課程の取扱いに準ずる。

### 3 研修課程

#### (1) 目的

社会人を含む幅広い世代の就農希望者及びキャリアアップや経営発展を目指す農業者等に対して、農業経験や技術力及び経営力の習得状況に応じた研修教育を行う。

#### (2) 研修教育の期間

研修教育の期間は、1 年以内を基本とし、都道府県内の多様な研修ニーズに応えられるよう効率的な運営を行う。

#### (3) 研修教育の方法

社会人の就農希望者に対する就農研修、新規就農者の定着のための技術等向上研修、農業者のキャリアアップ及び農業者の経営発展を目的として経営管理能力等の向上を支援する研修等を実施する。

なお、経営力の養成については、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営知識・経験を有する者との連携を強化する。

### 4 運営

(1) 農業者研修教育施設の長は、農業教育についての高度の識見及び農業・農村についての豊富な知識を有する等その職にふさわしい者とし、実践的な研修教育を効果的に行うのに必要な専任の指導職員を設置するよう努める。

(2) 先進的な農業者等を施設外から講師として招へいする。

(3) 生産実習施設、教育施設、宿泊施設、体育施設、演習・実験設備等については、実践的な研修教育を行うのに必要な規模を整備する。

(4) 都道府県知事は、農業者研修教育施設の管理運営及び研修教育に関する規程を定める。また、農業者研修教育施設は、毎年度研修教育計画を作成する。

(5) 就農希望者等が時間・場所について柔軟に講義を受けることができるようにするため、農業者研修教育施設は、e ラーニングや I C Tを活用したオンライン授業等の導入・充実を図る。

別表 1 養成課程の科目の参考

| 科目   |      | 教科                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 研修教育の方法                                                               |
|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 教養科目 |      | 農業者としての教養を高めるために必要な教科                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 講義、演習、実技                                                              |
| 専門科目 | 共通科目 | 農業政策、海外農業と食料、農産物貿易と流通、農業法規、作物、園芸、畜産、生物工学、作物保護、土壌・肥料、農薬、農業機械（利用、整備、安全）、農業気象、環境負荷低減に資する生産技術（有機農業を含む環境と調和のとれた農業等）、農業土木と水利、ICT利活用（スマート農業技術を含む）、国際水準相当の農業生産工程管理（国際水準GAP）、鳥獣被害防止対策、労働安全、農業版BCP（事業継続計画）等リスクマネジメント、働き方改革等の労務管理、農産物加工・貯蔵、6次産業化論、農産物輸出、ブランドと知的財産、消費者ニーズとマーケティング、個人情報管理、農業経営（自然災害への備えや農業保険を含む）、農業経営分析・設計、農業簿記、農業金融と経営資金、農業法人、組織・マネジメント論、経営戦略論、企業経営論、経営継承（家族経営協定を含む）、地域営農組織、農業協同組合、農村社会と生活、生活設計と経営、食の安全確保と消費者の信頼確保、食品衛生、食生活と栄養、食育、農村及び地域計画、農村環境及び景観、農福連携、多様な分野の連携と都市農村交流、先進農業者等派遣研修、卒業研究・卒業論文 | 講義、実験、演習、実習                                                           |
|      | 専攻科目 | <p>1 共通<br/>育種と採種、植物生理、土壌と施肥設計、病虫害・雑草と防除計画</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 水稻<br/>稲作及び土地利用型農業経営、水稻栽培、稲作機械施設利用、米の流通加工</p> <p>(2) 畑(工芸)作物<br/>畑(工芸)作物経営、畑(工芸)作物栽培、畑(工芸)作物機械施設利用、畑(工芸)作物流通加工</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 専攻科目ごとに共通の教科については講義、実験、演習とし、専攻の教科については講義、実験、演習、実習（先進農業者等体験学習を含む。）とする。 |
|      | 園芸   | <p>1 共通<br/>育種と採種、植物生理、土壌と施肥設計、病虫害・雑草と防除計画</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 野菜<br/>野菜経営、野菜栽培各論、野菜機械施設利</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                       |

|  |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                    |                                                                        |
|--|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|  |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 用、野菜流通加工<br>(2) 果樹<br>果樹経営、果樹栽培各論、果樹機械施設利用、果樹流通加工<br>(3) 花き<br>花き・花木経営、花き・花木栽培各論、花き・花木機械施設利用、花き・花木流通加工、造園、フラワーデザイン | 専攻科目ごとに、共通の教科については講義、実験、演習とし、専攻の教科については講義、実験、演習、実習（先進農業者等体験学習を含む。）とする。 |
|  | 畜産  | 1 共通<br>家畜栄養、家畜飼養管理、家畜育種、家畜解剖、家畜繁殖、飼料作物、環境保全と糞尿処理、家畜生理、家畜衛生<br>2 専攻<br>(1) 酪農<br>酪農経営、乳牛飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、飼料作物と草地管理、流通加工、酪農機械施設利用<br>(2) 肉用牛<br>肉用牛経営、肉用牛飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、飼料作物と草地管理、流通加工、肉用牛機械施設利用<br>(3) 養豚<br>養豚経営、飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、流通加工、養豚機械施設利用<br>(4) 養鶏<br>養鶏経営、鶏飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、流通加工、養鶏機械施設利用 |                                                                                                                    |                                                                        |
|  | その他 | 専攻科目に必要な教科                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                    |                                                                        |

別表 2 研究課程の科目の参考

| 科目   |     | 教科                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 研修教育の方法     |
|------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 共通科目 |     | 農業法規、農政時事、国際農業、農業経営管理（計画・診断・分析のほか、自然災害への備えや農業保険を含む）、農業法人、会計システム、財務分析、税法、応用生物学、流通・加工、先端農業技術、新需要、環境負荷低減に資する生産技術（有機農業を含む環境と調和のとれた農業等）、ICT利活用（スマート農業技術を含む）、国際水準相当の農業生産工程管理（国際水準GAP）、鳥獣被害防止対策、労働安全、農業版BCP（事業継続計画）等リスクマネジメント、働き方改革等の労務管理、マーケティング、個人情報管理、6次産業化論、農産物輸出、農福連携、農村環境、環境デザイン、農業普及、専攻プロジェクト実習、指導実習、先進農業者等派遣実習、企業派遣実習、模擬経営実習、特別講義、卒業研究・卒業論文 | 講義、実験、演習、実習 |
| 専攻科目 | 農産  | 稲作及び土地利用型農業経営管理、畑作経営管理、工芸作物流通加工、低投入・環境保全型作物経営、作物育種                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 講義、実験、演習    |
|      | 園芸  | 園芸経営管理、園芸流通加工、植物生長調節、園芸育種、低投入・環境保全型園芸経営                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |             |
|      | 畜産  | 畜産経営管理、畜産物流通加工、動物生命工学、畜産環境保全                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |
|      | その他 | 専攻科目に必要な教科                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |             |